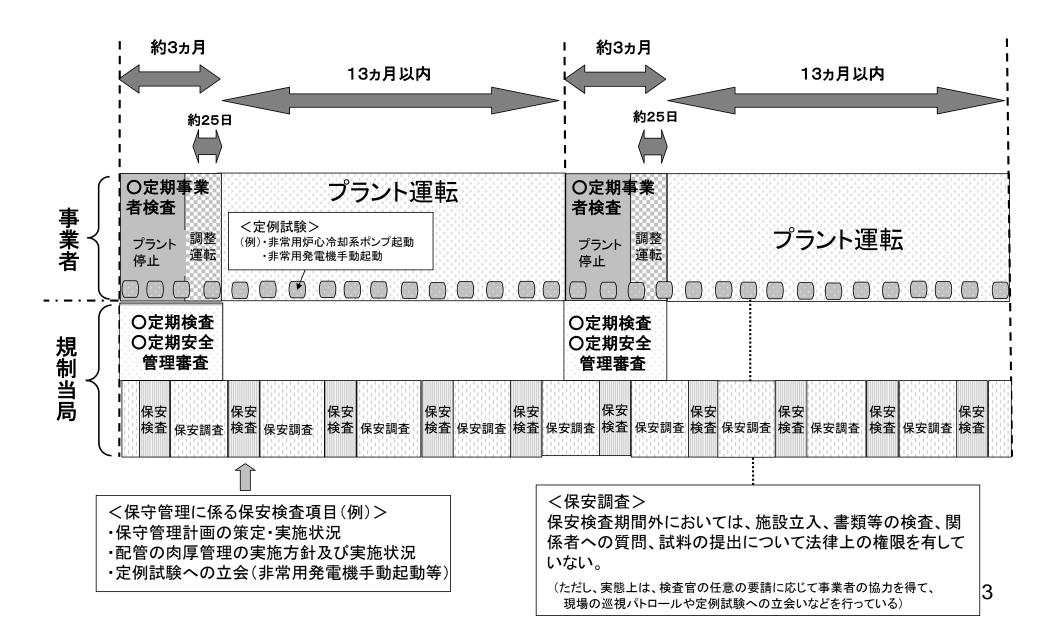
検査の在り方に関する検討会 原子力発電施設に対する検査制度 の改善について(案) 御説明資料

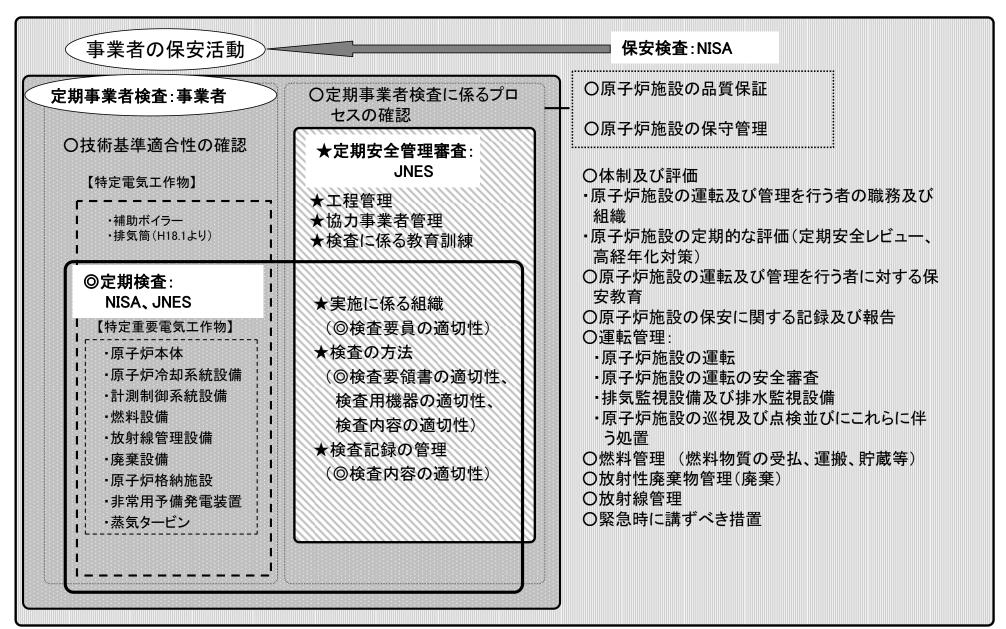
平成18年7月 原子力安全•保安院

検査制度の現状について

一我が国の原子力発電所の運転状況と検査の関係一



- 各検査制度における検査対象 -



- 原子力発電所の高経年化対策の充実について-

原子力発電所の長期供用に対する漠然とした不安

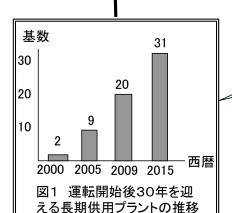
- → もともと30年、40年の寿命という説明?
- → プラント全体が老朽化し、安全性が低下する のではないか?



- ◎30年、40年は一部機器の評価上の仮定で、安全上 重要な機器・構築物は、十分な 余裕をもって設計
- ◎長期供用プラントであっても、適切な補修・取替など 保守管理により安全に供用を継続することが可能(図2)



長期供用プラント 増加への万全 の対応を実施



これまでの対策の検証

これまでの高経年化対策

の上で、長期供用プラント

の安全確保を確実なものとするため、対策の更なる

充実を図る。

は適切であると評価。そ

2009年には運転開始後30年を 迎えるプラントの累計は20基、2 015年には30基を超える。 運転開始30年前後の9プラントを対象に、 運転開始当初から現在まで、年度ごとに 発生した1プラント当たりの計画外停止率 (事故等により運転を停止した率)を見ると、 供用期間の長期化に伴いこれが増加する 傾向は認められない。

これまでの高経年化対策・・・平成8年から開始 → 11プラントで実施済み(敦賀1、福島第一1、美浜1等)



- 1. 審査の実績、安全研究の成果、海外経験等データ・知見の蓄積。
- 2. 平成15年10月の制度改正により品質保証体制に対する安全規制 の導入。
- 3. 組織風土の劣化に起因する事故の発生(美浜3号機二次系配管損傷)
- 4. 原子力従事者の減少に伴う技術伝承への懸念。
- 5. 長期供用プラント増加に伴う一般の関心の高まり。

高経年化対策の基本的考え方

着目すべき経年劣化事象に対し的確な高経年化技術評価(運転開始後30年に至る前に60年の供用を仮定した経年劣化予測と設備の健全性評価)を実施するとともに、長期保全計画(現状の保全活動に追加すべき保全策)を策定・実施することが重要。

同社中化対象の基本的考え方

高経年化対策充実のための新たな施策

- 1. 透明性・実効性の確保(①対策の要求事項を明確にしたガイドライン及び標準審査要領等の整備、②事業者 の高経年化対策に係る国の監視方法をプロセスを含めた方法に転換、③長期保全計画に基づく事業者の追 加的な保全活動への国の監視の充実、④運転開始初期から着目すべき経年劣化事象への監視の充実)
- 2. 技術情報基盤の整備(①情報ネットワークの構築、②安全研究の推進、③国際協力の積極的展開、④産官学の有機的連携強化のための総合調整機能の整備)
- 3. 企業文化・組織風土の経年劣化防止及び技術力の維持・向上
- 4. 高経年化対策に関する説明責任の着実な実施

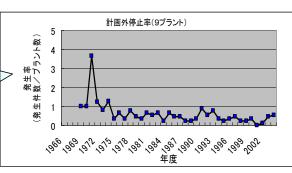
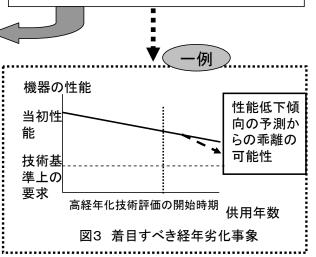


図2 計画外停止発生率

着目すべき経年劣化事象の明確化

プラントの長期供用に伴い性能低下が想定していた傾向を上回る速度等予測から乖離して進展するなどの性状を示す経年劣化事象(図3参照)



現行の検査制度の課題と改善の方向性について

検査の在り方に関する検討会報告書案の要旨 〈現行の検査制度の課題と改善の方向性〉

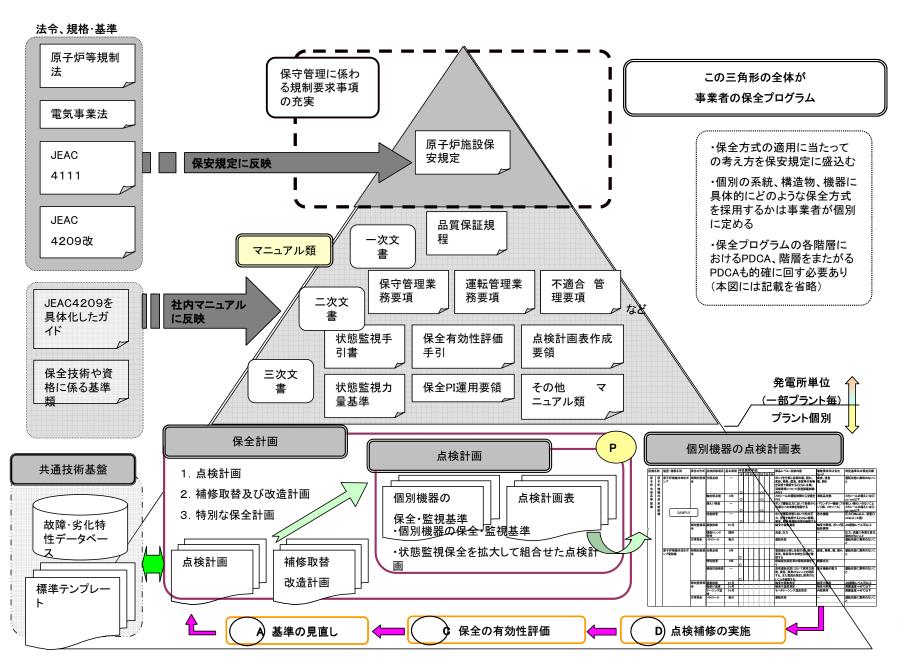
- (1) 高経年化するプラントがある中、プラント毎の特性を踏まえて保全活動を充実させることが必要。
 - →<u>高経年化対策の強化</u>のために、<u>一律の検査からプラント毎のきめ細かい</u> 検査に移行していく。
- (2) 運転中、停止中を問わず事業者の保安活動における安全確保を徹底することが必要。
 - →現在集中している停止中の検査に加え、<u>運転中の検査を充実強化</u>している。
- (3) 美浜3号機事故のような、事業者の人的過誤、組織要因による事故・トラブルを防止するため、事業者による不適合是正を徹底することが必要。
 - →<u>美浜3号機事故の再発防止を徹底する</u>ため、事故・トラブルの<u>根本的な</u> 原因分析に積極的に取り組む。

実用発電用原子炉に係る検査制度の見直しのイメージ 保安活動管理の充実・強化(品質保証計画の充実・強化) 1999 保守管理の充実・強化 運転管理の充実・強化 2000 JCO事故 2001 NISA設立 保安検査 保安規定に 在り方検討会 保安検査官 体制整備 2002 及び保安調 おける運転 7提言 法律に基づ 軽微なトラ パフォーマ 基準•規格 定量的リス 抜き打ち的 查実施 管理充実 検査の在り方検討会 く機動的措 品質保証活動充実 ブル情報活 ンスに応じ の整備 手法の導入 ク評価活用 た検査適用 2003 自主点検記録問題 現行検査制度の開始 2004 美浜3号機事故 原子力施設 情報公開ラ 品質保証活 イブラリー(NU 定期事業者 保安規定上 高経年化対 2005 動の義務付 JEAC4111, CIA)立上 検査・定期 に保守管理 リスク情報 策等の充 (事業者の 4209策定. 安全管理審 活動の位置 活用ガイド 実・強化(高 改善努力促 技術基準体 査の導入 付を明確化 ラインの策 経年化対策 系の見直し 報告書 定 事業者にお 保安検査に 人的過誤、 保安検査官制度及び保安調査によ JEAC4209 組織的要因 保守管理活 ける検査要 おける保守 事業者の品 情報収集進 る運転中管理定着 の保全プロ 保全技術が 活用に向け 動全体との 領書の作 管理活動/ 質保証活動 安全文化等 むが、分析 活用に向け ·保安検査期間外における保安検査 高度化•多 グラムの高 た基盤整備 の仕組は一 整合性の必 成•記録保 係る確認は 及び活用は た検討実施 への一層の 官の指摘の限界(例:保安調査での 2006 度化の必要 進展 様化 存は一定程 事業者の体 定程度定着 取組が不可 今後の課題 指摘事項を保安検査項目として抽出 性 度定着 制まで ノ再確認 等) 運転中・停止中を通 じた保守管理活動 保守管理規格の更なる充 検査の在り方検討会 事業者の品質保証におけ 安全上重要な保安 実を図り、保全プログラム 保安検査と保安調 る評価・改善活動の確認 活動を直接確認す 2005年11月~ に対する検査導入 査の一体化が課題 に基づく体系的な保守管 に課題 る検査導入が課題 が課題 理の実施が課題 〇個々のプラント毎の設備の特性や事業者の管理体制に対応したきめ細かい検査へ ○個々のプラントごとの運転計画に応じた運転中・停止中一 の転換 貫した検査への移行 「保全プログラム」にて、個々のプラントの機器・系統毎に、 検査制度見直しの方向 ・根本原因分析のためのガ 設備の技術基準等を踏まえた適切な管理指標を事業者が ・リスク情報などを活用し、安全確保上重要な保安活動を特定 イドラインの整備 ・原子炉停止操作、原子炉起動操作など、安全確保上重要な 設定。また、管理指標を維持するための点検方法や点検頻 ・プラント毎の総合評価の実 度等について科学的な知見をもとに事業者が採択 行為が行われる際に検査を実施 施による安全確保の充実 ・国は、事業者の「保全プログラム」の妥当性を事前に確認 〇品質保証の充実強化による安全水準高度化のための制度の見直しを、平成20年度実施を目途に準備 2006 新たな検査制度 「保全プログラム」に基づく保全活動に対する検査の導入 ~2008 に向けた準備 安全確保上重要な行為に着目した検査の導入 根本原因分析の強化 2008 【最終目標】 8 安全の確認 プラント毎の安全確保について一層きめ細かく確認 新たな検査制度 の開始 事業者による継続的な安全向上努力を促進 ・安全の向上 透明性の向上 国民にとってわかりやすい安全実績や検査結果を提示

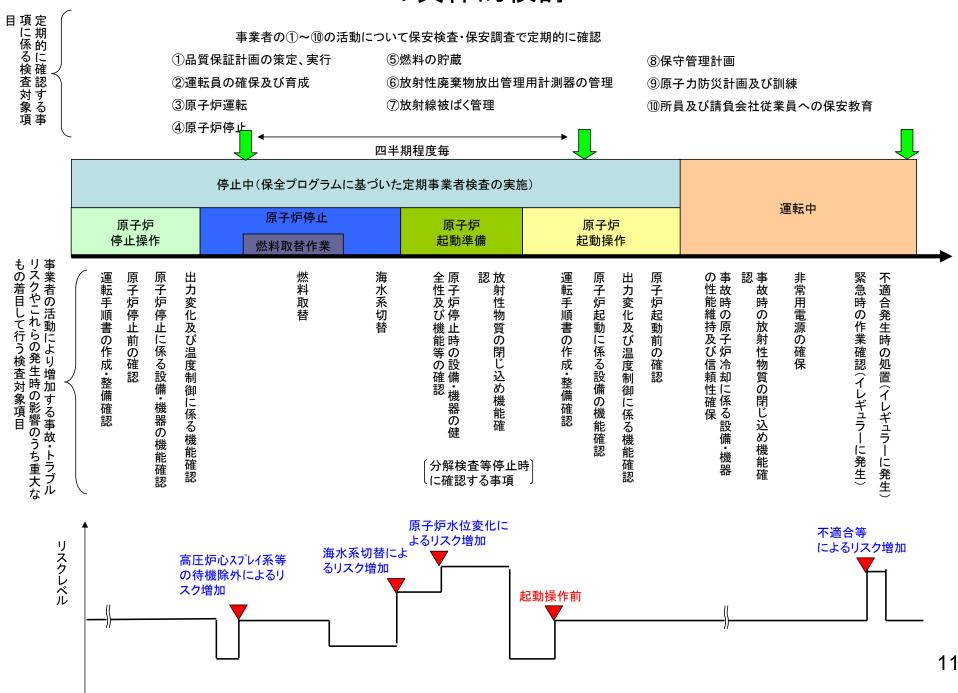
ー規制当局による事業者の保全プログラムに対する要求事項例ー

| | 規制当局の要求事項 | | | | |
|------------------------|---|--|--|--|--|
| | (1)対象とする設備の選定 ・設備の重要度に応じ保全プログラムの対象とする設備を決定 | | | | |
| 保全プログラムに | (2)管理指標の設定 ・保全プログラムの対象とする設備、系統、及び安全機能毎に着目し、当該設備・系統に要求される性能を維持するための管理指標を定める ・各指標は、安全目標、リスク評価等、原子力安全に係る指標との関係が明確であることが求められる ・当面、故障率等は、これまでの保全実績に基づくものを基礎とするが、今後、プラント相互間、炉型間の相違を考慮し、整合性のあるものとすべき (3)保全の方式・頻度等の選定 ・機器・系統の構造・要求機能に基づく管理指標に応じて、時間計画保全、状態監視保全毎に適切な保全方式及びその適用頻度等を決定。 | | | | |
| 規定すべき事項 (事前確認すべき事項) | (4)保全データの採取及び保存 ・採取すべき保全データとその保存方法及び年限を定める (5)保全データの評価 | | | | |
| | ・保全データに基づく経年劣化の発生・進展の程度を評価する手法を定める ・可能な限り定量的な評価手法(含 確率・統計的手法)を活用 | | | | |
| | (6) 保全データの評価に基づく措置 ・保全データの評価に基づき、他プラントの経験、技術的知見等を考慮して、保全の方式、頻度等を見直しを定める | | | | |
| | (7)保全プログラムの中長期的な評価 ・経年劣化の傾向、最新の技術知見に基づき、保全方式を考慮し、保全プログラムの 妥当性を評価し改善を図る | | | | |

事業者における保全プログラムの充実強化に向けた体制



ー事業者の保安活動のリスク重要度等を踏まえた検査対象及び頻度 の具体的検討-



一根本原因分析の不備、及び根本原因分析に係るガイドライン等の作成の必要性一

① 人的過誤等の直接要因の評価に係るガイドライン

規制当局は、事故・故障等発生時に、事業者が人的過誤の直接原因分析を実施し、人的過誤低減の取り組みを適確に実施していることを確認するため、分析・評価するためのガイドラインを整備する。

なお、人的過誤低減の取り組みは、これまで事業者が取り組んできた各 種手法等を考慮し、事業者の選択する手法 に柔軟に対応できるように考慮する。

② 根本原因分析(組織要因)の調査対象の選定に係る考え方及び事業者の根本原因分析実施内容を規制当局が評価するガイドラインの整備

規制当局は、事故・故障等が発生した時に、直接原因分析で終結させるだけでなく、組織要因まで遡って根本原因を明らかにするために、調査対象を選定する考え方を整備し、事業者に体系的かつ恒久的処置を実施することを求める。 規制当局は、事業者の取り組みを評価するため、事業者の根本原因を分析・評価するためのガイドラインを整備する。

③ 事業者の安全文化・組織風土の劣化防止の取り組みを評価するガイドラインの整備

組織風土の劣化防止については、高経年化対策の一環として定期安全レビュー(PSR)において事業者の実施内容を保安検査で確認する取り組みが平成18年1月より開始された。

このような取り組みに加え、事業者の日常保安活動の基礎となる品質保証活動をより一層確実なものとする取り組みを 求め、事業者の日常活動における安全文化・組織風土劣化防止の取り組みを規制当局が分析・評価するためのガイド ラインを整備する。

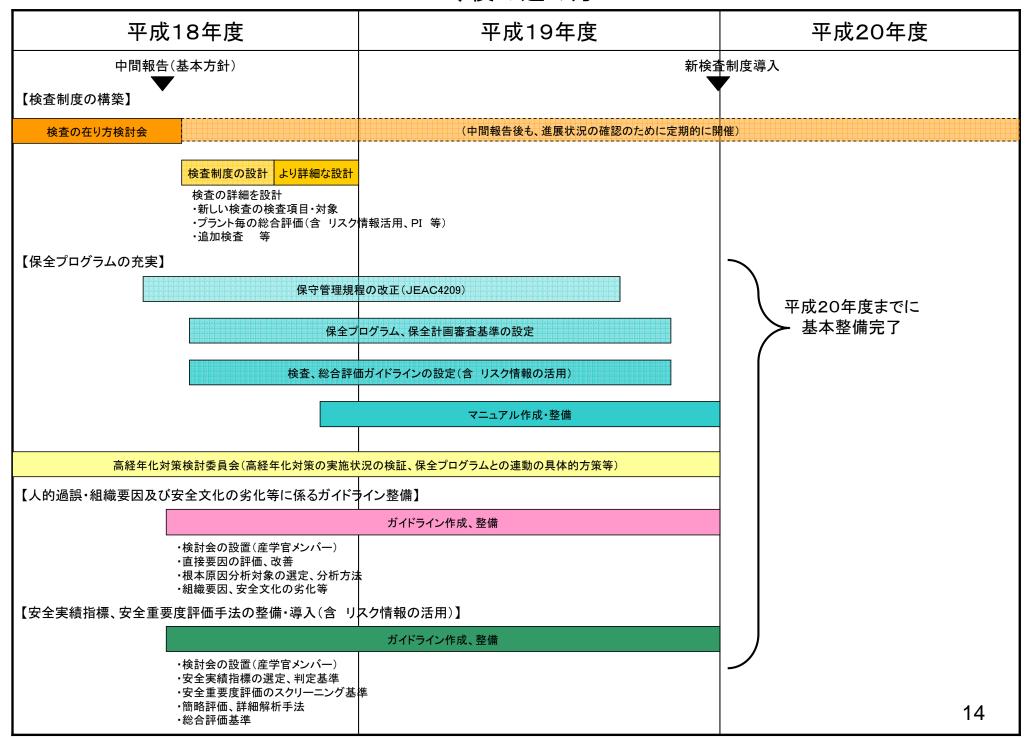


産学官が連携して検討会を開催し、各ガイドラインの詳細を検討する。

ープラント毎の総合評価の具体化に向けた考え方ー

- •規制当局による検査結果及び安全実績指標(PI)を科学的・合理的に組み合わせ、 プラント毎に評価を実施
- •規制当局による検査結果の重要度を分析する安全重要度決定手法(SDP)を導入
- ●プラント毎の評価結果に基づき、各プラントの弱点を補うべく、必要に応じて追加検査を実施
- •安全実績指標(PI)、安全重要度決定手法(SDP)の詳細については、(独)原子力安全基盤機構(JNES)を中心に今後検討を実施し、その後、試行的に評価を実施
- 追加検査の方向性については、試行結果を踏まえ今後検討

一今後の進め方一



検査の在り方に関する検討会 委員名簿

(敬称略•五十音順)

| | 長) | 丰士上兴上兴岭土兴 玄亚南和北城 | 88++ | 古し | 市方十尚十尚院工尚衣研究科教授 |
|------|--------|-----------------------------------|----------|-------------------|-------------------------------|
| 班目 | 春樹 | 東京大学大学院工学系研究科教授 | 関村 中條 | 直人 武志 | 東京大学大学院工学系研究科教授 中央大学理工学部教授 |
| (委員) | | 平野 | 雅司 | (独)日本原子力研究開発機構 安全 | |
| 飯塚 | 悦功 | 東京大学大学院工学系研究科教授 | | | 研究センター 副センター長 |
| 井口 | 新一 | 財団法人日本適合性認定協会常務 理事 | 廣瀬 | 久和 | 東京大学大学院法学政治学研究科教 授 |
| 大橋 | 弘忠 | ェ· 東京大学大学院工学系研究科教授 | 三角 | 逸郎 | (財)発電設備技術検査協会 専務理事 |
| 岡本 | 孝司 | 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 | 宮 | 健三 | 法政大学大学院システムデザイン研 究科客員教授 |
| 長見 | 萬里野 | 財団法人日本消費者協会参与 | 山内 | 喜明 | 弁護士 |
| 川﨑 | 俊広 | 原子力発電関係団体協議会代表幹 事(佐賀県くらし環境本部長) | 和気 | 洋子 | 慶應義塾大学商学部教授 |
| 河瀬 | 一治 | 全国原子力発電所所在市町村協議 | (特別 | 別専門員) | |
| 北村 | 行孝 | 会会長(敦賀市長) 読売新聞社東京本社 科学部長 | 石川 | 迪夫 | 有限責任中間法人 日本原子力技術 協会理事長 |
| 小林 | 英男 | 横浜国立大学 特任教授 | 齊藤 | 荘蔵 | 日本電機工業会(JEMA)原子力政策委員長 |
| 笹原 | 修 | 株式会社日本航空インターナショ | _ | | |
| | | ナル執行役員整備本部副本部長 | 武黒 | 一郎 | 電気事業連合会 原子力開発対策委 |
| 首藤 | 由紀 | 株式会社社会安全研究所「ヒュー | 四世 | dh <i>h</i> | 員会 総合部会 部会長 |
| | | マンファクター研究部部長 | 田代 | 典久 | 佐賀県 くらし環境本部原子力安全 対策室 技術監 |